

高岡市商工会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和元年12月1日～令和2年11月30日までの2年間

2. 計画内容

(1) 主に育児をしている従業員を対象とする取組

目標：子の看護休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和2年 1月～ 制度に関する資料を作成し職員に周知

令和2年 2月～ 改正等があった場合、随時職員に周知

(2) 育児をしていない従業員を含めて対象とする取組

目標：年次有給休暇の取得を促進するため、3ヶ月毎の休暇取得計画表を作成する。

<対策>

令和2年 1月～ 年休取得の現状を把握し、計画的な取得の検討

令和2年 4月～ 各部署において年休取得計画を策定

令和2年 4月～ 職員への周知

目標：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

令和2年 1月～ 所定外労働の現状把握、取り組み検討

令和2年 1月～ ノー残業デーの実施

3ヶ月毎に実施状況の把握、取り組み検討など